

大牟田市入札心得（電子入札）

令和 8 年 6 月 1 日

1 趣旨

大牟田市（企業局）が発注する建設工事、測量、調査、設計等（建設工事等）の請負契約（企画総務部契約検査室の所掌するものに限る。）に係る電子入札に関する取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、大牟田市契約規則、大牟田市電子入札試行要綱、その他関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。

2 電子入札システム利用者登録

電子入札に当たっては、事前に、電子入札システムへ次に掲げるとおり利用者登録を行ってください。

- (1) 電子入札システム利用者登録は、大牟田市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。
- (2) 電子入札システム利用者は、市ホームページに設置している電子入札ポータルからの電子入札システムから、名簿に登載されている会社の商号、住所、代表者の名義で取得した IC カードで、電子入札システムより利用者登録を行ってください。
- (3) 電子入札システム利用者は、会社の商号、住所、代表者に変更があった場合は、IC カードを再取得し、再度利用者登録を行ってください。
- (4) 電子入札システム利用者は、企業情報、代表窓口、IC カードの利用部署情報に変更があった場合は、変更内容の登録をしてください。

3 手持ち件数、年間受注件数

地元企業の育成と受注機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図るため、手持ち件数を設定します。

【建設工事】

業者区分	市内業者及び認定業者	市内業者及び認定業者以外の業者
手持ち件数	2 件（土木一式、とび・土工、舗装、水道施設又は解体を含む場合は 3 件） ※手持ち件数のうち、予定価格 1 億 5 千万円以上のものは 1 件まで	1 件
年間受注件数	上限なし（当面の間、年間受注件数の上限は設けません。）	

なお、随意契約による工事、予定価格が 5 0 0 万円未満の工事、災害復旧に係る工事、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円未満の下水道管渠改築工事及び設計変更なし再入札工事（1 回目の入札が不調又は中止となった工事であって、2 回目以後の入札で落札者が決定したもののうち、2 回目以後の入札において設計書及び予定価格の変更がないものをいう。）は、手持ち件数に含みません。

【測量、調査、設計等業務委託】

業者区分	市内業者及び認定業者	市内業者及び認定業者以外の業者
手持ち件数	3 件	1 件
年間受注件数	上限なし（当面の間、年間受注件数の上限は設けません。）	

なお、随意契約による業務委託、予定価格 5 0 0 万円未満の業務委託、災害復旧に

係る業務委託及び設計変更なし再入札業務委託（1回目の入札が不調又は中止となった工事であって、2回目以後の入札で落札者が決定したもののうち、2回目以後の入札において設計書及び予定価格の変更がないものをいう。）は、手持ち件数に含みません。

4 設計書、図面及び仕様書の入手方法

設計書、図面及び仕様書（設計図書等）については、電子入札ポータルサイトの入札情報公開システムにて、案件パスワードを入力してダウンロードしてください。

条件付き一般競争入札の場合の案件パスワードは、全案件「oomuta」です。

指名競争入札の場合は、電子入札システムにて、指名通知書より案件パスワードを確認してください。

5 質疑

現場説明は、原則として実施しません。

入札参加希望者は、工事内容（設計図書等及び現場）について質疑があるときは、入札案件ごとに公告又は指名通知書（以下「公告等」）で定める期限までに、電子メール又はファックスにより企画総務部契約検査室に質問書を提出してください。

電子入札システムの質問回答機能は使わないでください。

6 質疑に対する回答

質疑に対する回答は公告等で定める期限までに回答します。

条件付き一般競争入札の場合は、入札案件ごとに、ホームページ等で回答します。

指名競争入札の場合は、当該質疑をした入札参加予定者のみに、FAX等により回答書を交付する方法により行います。ただし、当該入札の実施に係る基本的な事項に関するものについては、当該入札参加者全員（当該入札を辞退した者を除く。）に回答します。

7 工事費内訳書の提出

工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「工事費内訳書等」）は、次に掲げる方法により、電子入札システムで入札書提出時に添付してください。

- (1) 工事費内訳書等の様式は任意としますが、入札参加者の記名、建設工事等の名称が記入され、それ以外の記載事項については、指定する項目ごとの数量、単価及び金額が明らかにされているものに限りします。
- (2) 値引き等による調整は禁止します。
- (3) 工事費内訳書の金額（税抜の合計額）の表示については、千円未満の端数整理を行ってください。8（2）の入札価格と一致していない場合は無効となります。

8 電子入札の方法

電子入札方法については、下記のとおりとします。

- (1) 公告等で示す入札書受付期間に電子入札システムから入札を行って下さい。入札書には入札価格（税抜）及びくじ入力番号を入力して下さい。
- (2) 入札書の入札価格（税抜）は、7（3）による千円未満の端数整理を行った工事費内訳書の金額（合計額）と一致していない場合は無効となります。
- (3) 電子入札システムにより提出された入札書は、撤回をすることはできません。

- (4) 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が落札価格となります。
- (5) 電子入札は、「大牟田市電子入札試行要綱」に基づき執行します。市ホームページの「大牟田市電子入札試行要綱」を確認してください。
- (6) 公告等で示す入札に必要な書類は、必ず入札書提出時に添付してください。なお、添付するファイルは、必ずウイルスチェックを最新版のチェックデータで行ってください。電子入札システムで提出された提出書類は、撤回又は再添付による再提出が出来ません。
- (7) 提出書類はマイクロソフト社のワード・エクセル又はアドビシステムズ社のPDFファイルにより作成し、入札書に添付するものとします。なお、添付ファイルは3MB以内で作成してください。
- (8) 入札執行回数は1回とします。

9 入札の辞退

入札の辞退については、下記のとおりとします。

- (1) 電子入札参加者は、「大牟田市電子入札試行要綱」で定めた方法で辞退届を提出することにより、辞退することができます。
- (2) 辞退届を提出した後は、辞退届の撤回はできません。

10 紙入札書の取扱い

電子入札案件については原則として電子入札システムからの入札としますが、やむを得ない場合は、下記のとおり紙での入札書を取扱うものとします。

- (1) 紙での入札を認めるのは、下記のいずれかに該当した場合に限り認めるものとします。
 - ① ICカードの取得を新規に申請しているとき。
 - ② ICカードの登録内容変更のため再取得を申請しているとき。
 - ③ ICカードが失効、破損、閉塞（PIN番号の連続入力ミス）又は盗難で使用出来なくなり、再取得を申請しているとき。
 - ④ 電子機器又は通信回線等の障害により、電子入札での参加が出来ないとき。
 - ⑤ その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 紙での入札参加希望者は、紙入札方式参加届出書を公告等で示す入札書受付期間の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）に契約検査室へ持参して下さい。
- (3) 紙での入札参加希望者は、「大牟田市郵便入札要綱」で定めた方法により封入した紙入札用入札書及び必要提出書類を紙入札方式参加届出書とともに提出して下さい。
- (4) 紙入札用入札書には、電子くじを適用する場合の電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、記載がない場合は「000」として取り扱うものとします。
- (5) 紙での入札者があった場合、開札前に提出された封筒を開封し、受付順に記載された入札金額及び電子くじ入力番号を電子入札システムに登録します。

1 1 入札参加資格の審査及び落札者の決定

入札参加資格審査、落札者決定については、下記のとおりです。

- (1) 落札者は、最低制限価格から予定価格の範囲内で最低価格により入札を行った者を最低価格入札者として決定します。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、電子くじを行い、最低価格入札者を決定します。
- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査します。
- (3) 最低価格入札者が、1 1 (2)の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者としません。
- (4) 1 1 (3)の規定により最低価格入札者を落札者としない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限り）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、1 1 (1)から1 1 (3)までの規定を適用します。
- (5) 入札結果については、入札情報公開システム及びホームページ掲載により公表します。入札の状況に関するお問い合わせはご遠慮ください。

1 2 入札保証金

大牟田市契約規則第4条第2項又は第14条の2第2項に該当する場合は、免除とします。

入札保証金が免除されていない入札参加者は、入札執行前に、入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。この場合、入札保証金は、現金又は市内の銀行振出小切手のいずれかとなります。

なお、落札者が契約を結ばないときは、納められた入札保証金は還付しません。入札保証金を免除していた場合は、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

1 3 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税込みの金額）が500万円以上のときは、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の下記の方法により、落札決定の翌日から起算して7日以内に、契約保証とする必要があります。

- (1) 契約保証金（現金）
- (2) 有価証券（市内の銀行振出小切手等）
- (3) 銀行等の保証（債務不履行時の損害金の支払保証）
- (4) 前払金保証事業会社の保証（債務不履行時の損害金の支払保証）
- (5) 履行保証保険（損害保険会社・定額てん補方式）
- (6) 公共工事履行保証証券（損害保険会社・債務の履行を保証する保証証券）

※ (1) の場合は、納付書の準備が必要となりますので、事前に来庁日時の連絡をしてください。

※ (2) ～ (6) の場合は、銀行、保険会社等で各々の審査があり日数を要します。期限内（落札決定の日の翌日から数えて7日以内）に契約の締結ができるよう、事前に手続の方法を確認し、落札者決定後迅速に手続を行ってください。また、保証

書等についての内容を確認しますので事前にFAXで送信してください。

1 4 予定価格（入札書比較価格）

予定価格については、公告等及び入札情報公開システムにより入札前に公表（事前公表）します。なお、事前公表する予定価格は、入札書との比較ができるように予定価格の110分の100の金額（いわゆる消費税・地方消費税相当額を除いた金額。「予定価格（入札書比較価格）」）を表示するものとします。

1 5 最低制限価格（入札書比較価格）

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定し、この価格に満たない価格で入札した者を無効とします。

なお、最低制限価格は入札書との比較を容易にするため、最低制限価格の110分の100の金額（いわゆる消費税・地方消費税相当額を除いた金額。「最低制限価格（入札書比較価格）」）を表示するものとします。

また、最低制限価格については、設定した旨を事前公表の方法により公表するとともに、落札者決定後に入札結果表で金額を公表します。

1 6 入札の無効

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書が開札時間までに到着しないとき。
- (3) 入札保証金を納付しないとき、又はその金額に不足があったとき。
- (4) 同一の入札について、電子入札と紙による入札を二重に行ったとき。
- (5) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (7) 予定価格（入札書比較価格）を上回る価格で入札したとき。
- (8) 最低制限価格（入札書比較価格）を下回る価格で入札したとき。
- (9) 工事費内訳書等の添付をせずに入札したとき又は添付された工事費内訳書等の内容に対応しない入札をしたとき。
- (10) 資本関係・人的関係等がある複数の業者が同一入札に参加したことが判明したとき。
- (11) その他入札の条件に違反したとき。

1 7 入札執行の中止、延期又は取消し

次のいずれかに該当するときは、入札執行を中止、延期又は取り消すことがあります。

- (1) 不正入札又はその疑いがあると認められるとき。
- (2) システム障害、天災その他やむを得ない理由により、公正な入札が行われないと認められるとき。
- (3) 条件付き一般競争入札の場合は入札参加者がいないとき、指名競争入札の場合は入札参加者が1者のとき。

1 8 談合等の不正行為に対する違約金誓約書の提出

契約に関して次のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約の相手方に対して、当該不正行為を行ったことにより大牟田市に生じた損害の賠償として、契

約金額の10分の2に相当する額の支払を求めます。

- (1) 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の罪を犯したこと。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第7条の2の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと。

19 公共工事等からの暴力団等の排除

建設業からの暴力団等の排除の徹底については、公共事業の施工者として当然の責務であり、公共工事への暴力団等の不当な介入は、工事等の適正な施工を阻むものです。こうしたことは、発注者とりわけ市民の信頼を裏切る行為です。

暴力団等と判断した場合は、契約の解除及び違約金の徴収、指名停止の措置を行うこととなります。

暴力団等を下請負人としていた場合も、元請負人及び下請負人とも同様の措置を講ずることとなりますので、下請負人に対しても、周知徹底を図ってください。

暴力団等による不当介入がなされた場合は、警察及び大牟田市へ報告する義務があり、怠った時は指名停止の措置を講ずることとなります。

契約締結時には、大牟田市暴力団排除条例等を認識・了承した旨の誓約書の提出が必要となります。

暴力団排除の取組み強化のため、予定価格が2億円以上の建設工事については、大牟田市公共工事からの暴力団等排除連携会議設置要綱に基づき、「暴力団等排除連携会議」を原則として設置することとなります。詳細は、市民協働部生活安全推進室（TEL:0944-41-2730）にお尋ねください。

電子入札システム

稼働時間

電子入札システム 8:00～22:00

入札情報公開システム 6:00～23:00

（土曜、日曜、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

操作方法のお問い合わせ先

電子入札統合ヘルプデスク

TEL:0570-021-777

（平日9:00～12:00 13:00～17:00）

Email: Sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

電子入札に関するお知らせをホームページに掲載しています。

※ホーム> 市政 > 入札・契約・検査 > 電子入札 > 電子入札ポータル
不明な点等がありましたら、下記までお尋ねください。

大牟田市 企画総務部 契約検査室（契約担当）

TEL:0944-41-2590（直通）

FAX:0944-41-2592（直通）